

# 第61回 定時株主総会 招集ご通知



日 時 2022年6月22日(水曜日)  
午前10時30分

場 所 東京都品川区大井一丁目50番5号  
アワーズイン阪急 ツイン館4階  
第1・第2会議室  
※開催場所を変更しております

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場の際は感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。会場においては皆様の安全を第一に考慮した感染防止措置を講じますが、本年におきましても、書面又はインターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。

なお、お土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

本総会における対応に関する詳細は、下記ウェブサイトをご確認ください。

(<https://www.ns-tool.com>)

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

日進工具株式会社



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/6157/>



## 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ではございますが後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2頁～3頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、2022年6月21日（火曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2022年6月22日（水曜日）午前10時30分	
<b>2 場 所</b>	東京都品川区大井一丁目50番5号 アワーズイン阪急 ツイン館4階 第1・第2会議室 (会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。)	
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol>
	<b>決議事項</b>	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- 株主総会へのご出席の検討にあたっては、株主総会開催時点の情勢やご自身の体調をご確認のうえ、ご来場の見合わせも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日当社では、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承ください。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.ns-tool.com>)



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月22日（水曜日）  
午前10時30分（受付開始：午前10時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX 股  
XXXX年XX月XX日

基本日現在のご所有株式数 XX 株  
議決権の数 XX 股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
XXXXXXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
見本  
XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

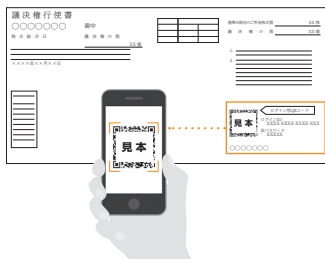
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

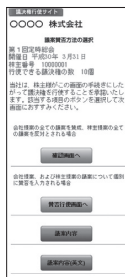
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

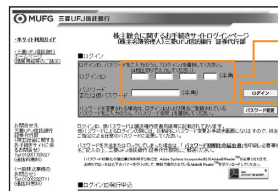
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

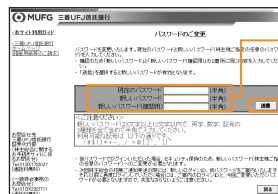
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufj.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

第61期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項	当社普通株式1株につき金 <b>12.5円</b> (普通配当12.5円)
及びその総額	配当総額 <b>311,248,700円</b>

これにより、第61期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金(当社普通株式1株につき10円)とあわせて、当社普通株式1株につき22.5円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月23日

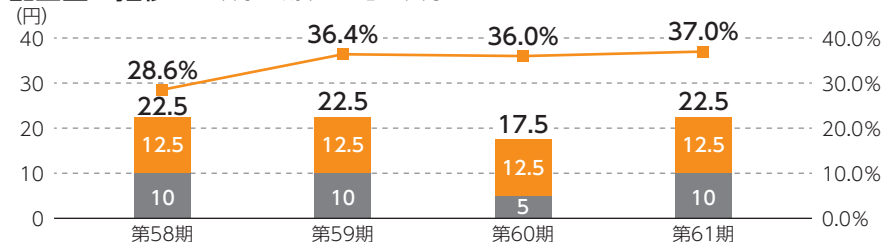
### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

減少する剰余金の項目とその額	繰越利益剰余金 <b>600,000,000円</b>
増加する剰余金の項目とその額	別途積立金 <b>600,000,000円</b>

#### <ご参考>

#### 配当金の推移



※2021年4月1日実施の株式分割の影響を考慮しております。  
※上記配当性向は連結ベースで算出しております。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、 <u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(新設)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>附則 (条文省略)</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会より、取締役会に期待される役割を果たしうる人選がなされているため賛成との意見を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	属性
1	ごとう ひろじ 後藤 弘治	代表取締役社長 営業担当	再任
2	ごとう たかし 後藤 隆司	代表取締役副社長 生産・開発担当	再任
3	あだち ゆうこ 足立 有子	常務取締役 総務・管理担当（情報統括責任者）	再任
4	とだ さとる 戸田 覚	取締役経営企画室長兼管理部長	再任

### 再任 再任取締役候補者

- (注) 1. 取締役候補者後藤弘治氏は、当社100%子会社である株式会社ジーテックの代表取締役及び当社100%子会社である日進工具香港有限公司の董事長を兼務し、当社は両社との間に製品販売等の取引関係がありません。
2. 取締役候補者後藤隆司氏は、当社100%子会社である株式会社日進エンジニアリングの代表取締役を兼務し、当社は同社との間に製品製造委託等の取引関係があります。
3. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事項があります。各候補者はいずれも当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が当社の取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約について、任期途中において同内容での更新を予定しております。



候補者番号

1

ごとう ひろし  
後藤 弘治

再任



生年月日

1962年2月10日生

所有する当社の株式の数

649,600株

取締役在任年数

33年9ヶ月

取締役会出席状況

14/14回

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2013年 4月	当社代表取締役社長
1988年10月	取締役総括グループ次長	2016年10月	当社代表取締役社長
1992年 4月	常務取締役		営業担当（現任）
1995年 1月	専務取締役 営業統括	2021年 4月	株式会社ジーテック
2011年 4月	代表取締役副社長 営業統括		代表取締役（現任）
2013年 1月	日進工具香港有限公司 董事長（現任）	2021年11月	NS TOOL USA, Inc. President/CEO（現任）

### 取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社代表取締役社長として強いリーダーシップを発揮しております。新たな施策の展開等にも積極的に取り組み、当社及びグループ全体を牽引しておりますことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

ごとう たかし  
後藤 隆司

再任



生年月日

1963年9月14日生

所有する当社の株式の数

649,600株

取締役在任年数

33年9ヶ月

取締役会出席状況

14/14回

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2013年 4月	当社代表取締役副社長
1988年10月	取締役生産本部次長	2016年 4月	株式会社日進エンジニアリング
2002年 1月	常務取締役 生産・開発統括		代表取締役（現任）
2009年 4月	株式会社日進エンジニアリング	2016年10月	当社代表取締役副社長
	代表取締役社長		生産・開発担当（現任）
2010年 4月	株式会社ジーテック	2021年 1月	株式会社牧野工業
	代表取締役社長		代表取締役社長（現任）
2011年 4月	当社専務取締役 生産・開発統括		

### 取締役候補者とした理由

当社及びグループの生産・開発部門を牽引し、研究機関等との連携や新たな技術の開発に力を発揮しております。また、生産設備の自社開発や自動化を推進しておりますことから、引き続き取締役候補者といたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

3

あ だ ち ゆ う こ  
足立 有子

再任



生年月日

1953年6月29日生

所有する当社の株式の数

160,000株

取締役在任年数

20年10ヶ月

取締役会出席状況

14/14回

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	A I U保険会社入社	2015年11月	株式会社牧野工業 代表取締役社長
1985年4月	当社入社	2016年10月	当社常務取締役 総務・管理担当 (情報統括責任者) (現任)
2001年9月	取締役総務部長	2017年4月	株式会社牧野工業 代表取締役会長
2002年2月	取締役総務部長 株式会社ジーテック 代表取締役社長	2020年9月	株式会社牧野工業 代表取締役会長兼社長
2003年6月	当社取締役 株式会社ジーテック 代表取締役社長	2021年1月	株式会社牧野工業 代表取締役会長 (現任)
2005年4月	当社常務取締役 (情報統括責任者)		

## 取締役候補者とした理由

子会社社長や当社総務・管理担当として、当社及びグループにおける管理面での整備に力を発揮するとともに、コンプライアンスの推進を牽引しておりますことから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

と だ さ と る  
戸田 覚

再任



生年月日

1962年2月26日生

所有する当社の株式の数

— 株

取締役在任年数

2年

取締役会出席状況

14/14回

## 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行） 入行	2014年6月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 事業法人第五部長
2006年10月	同 横浜支社 法人営業第一部長	2020年4月	当社入社
2009年10月	三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 出向	2020年6月	取締役社長室長
		2021年2月	取締役管理部長
2010年4月	税理士登録（千葉県税理士会）	2021年7月	取締役経営企画室長兼管理部長 (現任)

## 取締役候補者とした理由

長年にわたる銀行及び証券会社での勤務を通じた会社法や金融商品取引法、上場会社に関する規制についての知識及び経験、また、豊富な国際経験から、当社の経営に資する提言を行い、施策を推進しておりますことから、引き続き取締役候補者といたしました。

## 第4号議案

## 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役藤崎直子氏及び平賀敏秋氏は任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	属性
1	ふじさき なおこ 藤崎 直子	社外取締役 監査等委員	再任 社外 独立
2	ひらが としあき 平賀 敏秋	社外取締役 監査等委員	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 藤崎直子氏と平賀敏秋氏は、社外取締役候補者であります。なお、現在当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ており、両氏の監査等委員である取締役への選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員（社外取締役）として指定する予定であります。
3. 藤崎直子氏と平賀敏秋氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。藤崎直子氏の在任期間は本総会終結の時をもって6年、平賀敏秋氏の在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事項があります。各候補者はいずれも当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が当社の取締役に就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は当該保険契約について、任期途中において同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

ふじ さき なお こ  
**藤崎 直子**

再任

社外

独立



生年月日  
1949年10月18日生  
所有する当社の株式の数  
2,000株  
社外取締役在任年数  
6年  
取締役会出席状況  
14/14回  
監査等委員会出席状況  
14/14回

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社 2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）  
三井住友銀行） 入行 （現任）  
1977年10月 株式会社日本マイクロニクス入  
社  
2000年12月 同社取締役経理部長  
2010年10月 同社専務取締役 企画管理本部  
長

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上場会社の取締役としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定及び監督において、妥当性及び適法性の見地から適切な助言・提言いただくことを期待し、また、現在、監査等委員である社外取締役として、客観的な見地から適切な監査をしていただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

2

ひら が とし あき  
**平賀 敏秋**

再任

社外

独立



生年月日  
1973年12月19日生  
所有する当社の株式の数  
一株  
社外取締役在任年数  
6年  
取締役会出席状況  
14/14回  
監査等委員会出席状況  
14/14回

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月 弁護士登録（東京弁護士会） 2016年 6月 当社社外取締役（監査等委員）  
2007年10月 北村・平賀法律事務所 設立パ ートナー（現任） （現任）  
2009年 3月 株式会社MS&Consulting社外 2016年 6月 ヒューマン・アソシエーツ・ホ ールディングス株式会社社外監 査役  
2014年 4月 ポラリス・キャピタル・ブルー 2019年 6月 ヒューマン・アソシエーツ・ホ ールディングス株式会社社外取 締役（監査等委員）  
プ株式会社 社外取締役

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士としての高度な専門的知識及び経験、また、他社の社外役員としての経験・知見等に基づき、当社の業務執行に関する意思決定及び監督において、妥当性及び適法性の見地から適切な助言・提言をいただくことを期待し、また、現在、監査等委員である社外取締役として、客観的な見地から適切な監査をしていただいていることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き指名・報酬委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

<ご参考>

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の役員に関するスキルマトリクス

取締役氏名	監査等 委員	指名・ 報酬委員会	特に経験を有する分野・専門性を期待する分野						
			経営全般	営業 マーケティング	開発・生産 テクノロジー	国際性	財務・経理	法務・組織 コンプライアンス	ESG サステナビリティ
後藤 弘治		◆	◆	◆	◆	◆			
後藤 隆司			◆	◆	◆				◆
足立 有子			◆	◆				◆	◆
戸田 覚						◆	◆	◆	
田島 寛	◆						◆	◆	◆
福田 和夫	◆					◆	◆	◆	◆
藤崎 直子	◆	◆	◆				◆	◆	
平賀 敏秋	◆	◆	◆					◆	◆
笹本 憲一	◆		◆				◆	◆	◆

(注) 藤崎直子氏、平賀敏秋氏及び笹本憲一氏は社外取締役であります。

## 第5号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代え、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割当てするための報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

なお、対象取締役の報酬等の額は2016年6月24日開催の第55回定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）として、また、2018年6月22日開催の第57回定時株主総会において、上記の対象取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内としてご承認いただいております。

本議案では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を当該報酬額とは別枠で設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いしたいと存じます。

これに伴い、本制度の導入に関する議案が本株主総会で承認可決されることを条件に、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬を廃止することとし、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当ては行わないこととします。（すでに付与済みの株式報酬型ストックオプションは残存します。）

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として下記2. に定める報酬額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

## 2. 譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限

対象取締役に支給する金銭報酬債権の総額は、年額150百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、対象取締役が発行又は処分を受ける当社普通株式の総数は年100,000株以内といたします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）は、以下の内容を含むものとします。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当社の取締役及び執行役員、当社の子会社の取締役いずれの地位からも退任する日（ただし、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付の日の属する事業年度の経過後3ヶ月を経過するまでに退任する場合につき、当該事業年度の経過後3ヶ月を経過した以降の日で、当社取締役会で別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができないものとします。

### (2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間が満了する前に上記の地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

ただし、上記の定めにかかわらず、組織再編等の効力発生日が本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過

後3ヶ月までである場合には、当該効力発生日に先立ち、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

4. 本議案に基づく譲渡制限付株式の付与の条件が相当である理由

対象取締役は当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与するものであります。当社は2021年10月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告26頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、ご承認いただいた内容と整合するよう改定し、株式報酬の内容、算定方法、支給時期等について規定することを予定しております。

そして、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権の報酬額及び株式数の上限その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の交付の条件は、上記の目的、当社の業況のほか、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.40%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.99%）とその希釈化率は軽微であること、及び、予定される変更後の当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他の事情を考慮し、相当なものであると判断しております。

(ご参考)

本定時株主総会において本議案についてご承認をいただいた場合には、当社の執行役員及び当社の子会社の取締役に対して、本制度と同様の譲渡制限付株式を割当てる予定です。

以 上



## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種は進んだものの、変異株による感染再拡大等により感染者数は一進一退となり、経済活動の状況は1年間を通じてまだら模様のまま推移しました。また、サプライチェーンの寸断による一部部材の不足や世界的な原材料価格の上昇が続いたことも、景気回復に水を差す結果となりました。

当社グループ製品の主要需要先の状況といたしましては、自動車関連では需要の戻りはあったものの、半導体や部品供給停滞から減産が長期化し、低調な状況が続きました。一方で、電子・デバイス関連では、半導体市場の活況や電子部品の旺盛な需要から、好調を維持しています。また、新型コロナウイルスの影響による巣ごもり需要の高まりから、食品や日用品の容器の金型関連も好調でありました。

このような環境の中、当社グループでは、久しぶりのリアル展示会となる「インターモールド2021」への出展によるユーザーへのアプローチに加え、「総合カタログ」を刷新するなど、様々な営業施策を展開してまいりました。また、2021年11月には精密・微細加工の需要拡大を見込み、今後の販売拡大への足掛かりとして、米国に現地法人である「NS TOOL USA, INC.」を設立いたしました。

製品面では、5軸MC（マシニングセンタ）加工において、より高精度で高能率な加工を可能にすることで、生産性の飛躍的な向上をサポートする3枚刃ボールエンドミル「MSBSH330-5X」を発売しました。本製品では、新たなサービスである「NS Connect（コネクト）」を導入しました。同サービスは、工具ケース裏面に印刷された二次元コードを読み込ませることで、専用サイトにつながり製品の特長や加工条件等の様々な情報を閲覧できるサービスであり、開発部門と営業部門の連携により製品の性能のみならずサービス面でも評価されたことで、「超モノづくり部品大賞（主催：モノづくり日本会議／日刊工業新聞社）機械・ロボット部品賞」の2年連続の受賞につながりました。

生産面では、製品精度や生産性の向上を図る小集団改善活動を継続して推進しており、生産の回復に伴いコストダウンを実現しております。また、中期で対処すべきテーマごとに立ち上げたプロジェクトチームが活動を続けております。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は9,524百万円（前期比17.6%増）、営業利益は2,111百万円（同39.6%増）、経常利益は2,156百万円（同25.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,522百万円（同25.4%増）となりました。

なおKPIとしている売上高経常利益率20%の目標につきましては、22.6%と目標を達成いたしました。コロナ禍からの回復や半導体・電子部品の旺盛な需要による売上の増加に伴い、前期の21.1%からの改善となりました。もう一つの目標であるROE 10%につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比25.4%と大きく増加いたしました。ROEは9.8%に止まり、前期の8.2%からは改善したものの目標の10%を僅かに下回る結果となりました。

製品区分別の売上高では、「エンドミル（6mm以下）」が7,449百万円（前期比17.5%増）、「エンドミル（6mm超）」が909百万円（同23.0%増）、「エンドミル（その他）」が488百万円（同2.0%増）、「その他」が677百万円（同24.7%増）となりました。

（注）報告セグメントが1つでありますので、製品区分別に記載しております。なお「その他」の事業セグメントは、製品区分別の「その他」に含めております。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は659百万円で、その主なものは次のとおりであります。

仙 台 工 場	生 産 設 備 増 設	182百万円
仙 台 工 場	土 地 及 び 建 屋 取 得	183百万円
開 発 セ ン タ ー	研 究 開 発 用 設 備 増 設	66百万円

## ③資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

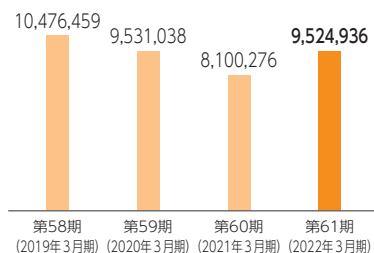
該当事項はありません。

## ⑦吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

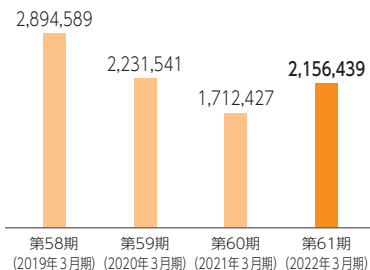
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

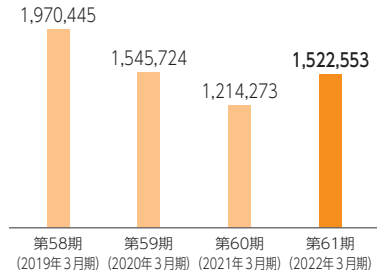
売上高 (単位：千円)



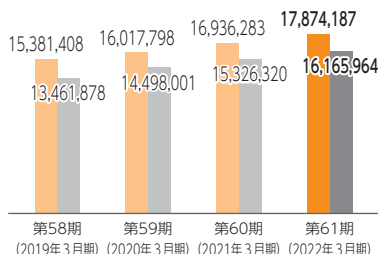
経常利益 (単位：千円)



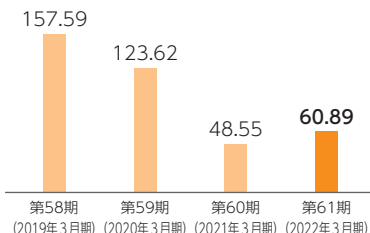
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)



総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



	第58期 (2019年3月期)	第59期 (2020年3月期)	第60期 (2021年3月期)	第61期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高	(千円) 10,476,459	9,531,038	8,100,276	9,524,936
経常利益	(千円) 2,894,589	2,231,541	1,712,427	2,156,439
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円) 1,970,445	1,545,724	1,214,273	1,522,553
1株当たり当期純利益	(円) 157.59	123.62	48.55	60.89
総資産	(千円) 15,381,408	16,017,798	16,936,283	17,874,187
純資産	(千円) 13,461,878	14,498,001	15,326,320	16,165,964

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。  
 2. 当社は、2021年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますが、第60期(2021年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。  
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ジーテック	20	100.0	切削工具販売
株式会社日進エンジニアリング	20	100.0	切削工具製造
日進工具香港有限公司	千香港ドル 500	100.0	切削工具販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

我が国のモノづくりが圧倒的な強みを発揮する精密・微細加工分野を、工具の面から支えてゆくことが、当社グループの使命であると認識しております。その使命を果たすため、ユーザーが安心して新たな加工にチャレンジできる、高性能で品質の安定した高付加価値製品を、妥当な価格で安定的に供給していくことが当社グループにとって最も大切であると考えております。

当社グループが対処すべき課題につきましては、上記の使命とサステナビリティ基本方針を踏まえた自社グループの中長期的な経営戦略を踏まえ、各部門とグループ会社がKPIを策定し、PDCAを実施しております。

各部門が実施する戦略は下記のとおりです。

##### ① 開発部門

新製品開発では、現在の加工方法が変わるような他社に出来ない競争力のある製品の開発を目指します。新たな素材を使った工具の開発や、新たな工具の加工方法やコーティング技術の改良を推進するとともに、WebやSNSを活用して社内外における製品開発に関わる情報の収集と共有化を図り、ユーザーに支持される製品を開発してまいります。また、生産技術開発では、次世代加工技術への取り組みによる既存技術の革新を基本方針として、自社開発工具研削盤の更なる機能向上や画像処理技術による自動測定範囲拡大を図ります。

##### ② 生産部門

自社開発機による自動化ラインの増強、自動化範囲の拡大等により無人化・省力化を引き続き推進し、高性能（高精度、高能率、長寿命）でバラツキのない、かつ価格競争力のある製品を安定的に供給できる体制を一段と強化します。従来から行っていた小集団活動を「オレンジFC活動」（FCはFuture Challenge）と名付けて品質改善のための活動を一段と強化してまいります。また、子会社工場での生産強化等による小径エンドミルのリスク分散体制の構築や、環境に配慮した生産活動を推進するため電力使用量の削減等を引き続き進めてまいります。

##### ③ 販売部門

新規ユーザー開拓や既存ユーザーへの当社製品拡販を図るため、デジタルを活用した営業活動の可視化、情報の共有やデータの分析を進めます。環境変化に対応した営業展開として、WebセミナーやSNSでの発信、使い勝手の良いデジタルカタログの制作等のほか、昨年リリースした「NS Connect（コネクト）」（二次元コードから製品の加工事例や切削条件等のデータ画面にアクセスできるサービス）のようなWebを利用した情報発信やオンラインでの加工相談等をメニューに加えます。多面的なユーザーアプローチの展開により、当社製品の価値をユーザーに正しく伝える活動を行ってまいります。また、海外での精密・微細加工市場の開拓、拡大を目指し活動してまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業内容
エンドミル関連	当社グループが営む主力の事業であり、超硬小径エンドミルを中心とした切削工具の製造販売にかかる事業であります。なお、「エンドミル関連」は、製品のサイズ等により、エンドミル（6mm以下）、エンドミル（6mm超）、エンドミル（その他）に区分しております。
その他	工具ケースを中心としたプラスチック成形品の製造販売にかかる事業等であります。

(注) 「その他」の事業セグメントの売上高、利益又は損失の額及び資産の金額がいずれもすべての事業セグメントの合計額の10%未満であるため、報告セグメントを1つとしております。

## (6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

### ① 当社

本社	東京都品川区
仙台工場	宮城県黒川郡
開発センター	宮城県黒川郡
加工センター	宮城県黒川郡
営業所	仙台：宮城県黒川郡 東京：東京都品川区 長野：長野県松本市 名古屋：愛知県名古屋市 大阪：大阪府大阪市 福岡：福岡県福岡市

### ② 子会社

株式会社ジーテック	本社：東京都品川区
株式会社日進エンジニアリング	本社：宮城県黒川郡 新潟第1工場：新潟県魚沼市 新潟第2工場：新潟県魚沼市
日進工具香港有限公司	本社：中華人民共和国香港特別行政区

**(7) 使用人の状況** (2022年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

部門の名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
営 業 部 門	81名	3名増
製 造 部 門	196名	2名増
開 発 部 門	33名	4名増
管 理 部 門	38名	—
合 計	348名	9名増

- (注) 1. 使用人数は、就業員数を記載しております。  
2. 報告セグメントが1つであるため、部門別の使用人数を記載しております。

**② 当社の使用人の状況**

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
216名	2名増	37.3歳	12.1年

(注) 使用人数には、子会社への出向者(23名)は除いております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

2022年4月4日付で、当社株式は東京証券取引所市場第一部から同取引所プライム市場に移行しております。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

①発行可能株式総数 38,400,000株

②発行済株式の総数 25,035,034株

(注) 1 2021年4月1日付の株式分割により、発行可能株式総数は19,200,000株、発行済株式の総数は12,505,627株それぞれ増加しております。

2 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は23,780株増加しております。

③株主数 8,418名

④大株主 (上位11名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社エムワイコーポレーション	2,497	10.03
株式会社ソルプティ	2,435	9.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,223	8.93
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,899	7.63
株式会社ティ・アイロード	1,847	7.42
BANK JULIUS BAER AND CO., LTD.	1,293	5.19
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	1,078	4.33
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	841	3.38
後藤弘治	649	2.61
後藤隆司	649	2.61
後藤勇二	649	2.61

(注) 持株比率は自己株式 (135,138株) を控除して計算しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

- ・保有する新株予約権の数 80,527個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式 161,054株 (新株予約権1個につき2株)

(注) 2021年4月1日付で行った1株につき2株とする株式分割により、目的となる株式の数は調整されております。



## ・当社役員の保有状況

名称 (発行日)	行使期間	払込金額 行使価額	取締役（監査等委員である取締役を除く）		監査等委員である取締役	
			個数	保有者数	個数	保有者数
第1回株式報酬型新株予約権 (2018年6月22日)	2018年7月18日～ 2048年7月17日	1,175円 1円	15,705個	4名	1,308個	1名
第2回株式報酬型新株予約権 (2019年6月25日)	2019年7月17日～ 2049年7月16日	723円 1円	23,359個	4名	1,946個	1名
第3回株式報酬型新株予約権 (2020年6月23日)	2020年7月15日～ 2050年7月14日	954円 1円	20,529個	4名	1,502個	1名
第4回株式報酬型新株予約権 (2021年6月22日)	2021年7月14日～ 2051年7月13日	1,250円 1円	16,178個	4名	—	—

- (注) 1. 払込金額及び行使価額は、いずれも1株当たりの金額です。  
 2. 上記株式報酬型新株予約権の発行に際し、払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。  
 3. 上記株式報酬型新株予約権は、新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約において、当社の取締役及び執行役員、当社の子会社の取締役いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる旨を定めております。  
 4. 監査等委員である取締役保有分は、新株予約権発行時に当社執行役員の地位にあったときに付与されたものであります。  
 5. 社外取締役が保有する新株予約権はありません。  
 6. 2021年4月1日付で行った1株につき2株とする株式分割により、払込金額は調整されております。

## ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況

- ・発行した新株予約権の数 5,126個
- ・目的となる株式の種類及び数 普通株式 10,252株（新株予約権1個につき2株）
- ・使用人等への交付状況

	名称 (発行日)	行使期間	払込金額 行使価額	個数	交付者数
当社執行役員	第4回株式報酬型新株予約権 (2021年6月22日)	2021年7月14日～ 2051年7月13日	1,250円 1円	4,732個	4名
当社子会社取締役	第4回株式報酬型新株予約権 (2021年6月22日)	2021年7月14日～ 2051年7月13日	1,250円 1円	394個	1名

- (注) 1. 払込金額及び行使価額は、いずれも1株当たりの金額です。  
 2. 上記株式報酬型新株予約権の発行に際し、払込金額に基づく債務は当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。  
 3. 上記株式報酬型新株予約権は、新株予約権者との間で締結しております新株予約権割当契約において、当社の取締役及び執行役員、当社の子会社の取締役いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる旨を定めております。

### 3 会社役員 の 状況

#### (1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	後 藤 弘 治	営業担当 日進工具香港有限公司 董事長 NS TOOL USA, INC. President/CEO
代表取締役副社長	後 藤 隆 司	生産・開発担当 株式会社日進エンジニアリング 代表取締役 株式会社牧野工業 代表取締役社長
常務取締役	足 立 有 子	総務・管理担当 (情報統括責任者) 株式会社牧野工業 代表取締役会長
取締役	戸 田 寛	経営企画室長兼 管理部長
取締役 (監査等委員・常勤)	田 島 寛	
取締役 (監査等委員)	福 田 和 夫	
社外取締役 (監査等委員)	藤 崎 直 子	
社外取締役 (監査等委員)	平 賀 敏 秋	北村・平賀法律事務所 パートナー
社外取締役 (監査等委員)	笹 本 憲 一	公認会計士笹本憲一事務所 代表 サンネクスグループ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社東葛ホールディングス 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役戸田寛氏は、2021年7月1日付で、経営企画室長に就任しております。
2. 取締役 (監査等委員) 福田和夫氏は、長年に亘る銀行勤務を通じての豊富な経験と幅広い知識を有しているほか、当社の取締役管理部長として、2003年6月から2009年6月まで財務及び経理部門を担当しておりましたため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 藤崎直子氏は、1999年12月から2012年12月まで、上場会社の経理部門等を担当しておりましたため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 (監査等委員) 笹本憲一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
6. 当社は、社外取締役 (監査等委員) 藤崎直子氏、平賀敏秋氏及び笹本憲一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、執行役員制度を導入しております。2022年3月31日現在における執行役員は下記の4名です。

氏名	役職
後 藤 勇 二	執行役員
小 泉 尚 史	執行役員 営業部長
岡 田 浩 一	執行役員 仙台工場長兼生産部長
小 林 雅 人	執行役員 総務部長

8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役並びに国内連結子会社3社 (株式会社ジーテック、株式会社日進エンジニアリング、株式会社牧野工業) の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用等を填補することとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事項があります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

#### a. 取締役の個人別の報酬等の決定方針

当社は、2021年10月12日の取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の答申を得ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### ○基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等（金銭報酬）及び株式報酬等（非金銭報酬）により構成する。

#### ○基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、経営環境等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

その額は、指名・報酬委員会が支給案を策定のうえ取締役会に答申し、取締役会において決議するものとする。

#### ○業績連動報酬等の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬等は、短期的インセンティブとして、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、業績指標（KPI）を反映した金銭報酬を、賞与として毎年一定の時期に支給するものとする。

その額は、期末における連結営業利益見込額に、指名・報酬委員会からの答申により取締役会が決議した係数を乗じて計算された総額につき、指名・報酬委員会が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別貢献度等を勘案した支給案を策定のうえ取締役会に答申し、取締役会において決議するものとする。

#### ○株式報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

株式報酬等は株式報酬型ストックオプションとし、中長期的インセンティブとして、当社の業績向上はもとより、株主利益を重視した業務展開を図ることを目的として、公正な評価額を払込金額とした新株予約権を、毎年一定の時期に割当てるものとする。

その額又は数は、指名・報酬委員会が支給案を策定のうえ取締役会に答申し、取締役会において決議するものとする。

#### ○基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬等の額の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各報酬の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、基本報酬の割合を概ね5割とし、業績連動報酬等及び株式報酬等の割合を概ね5割とするが、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに株主利益を重視した業務展開を図ることを目的としたインセンティブの性質を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は株式報酬等を1とした場合の業績連動報酬等が3以上となるよう、企業価値向上を図るものとする。

b. 指名・報酬委員会の構成及び運営状況

指名・報酬委員会は、取締役会の決議により選定された3名以上の委員により構成されており、当社の業務や業績に関する事項、高度な専門性又は他社の役員経験等の豊富な知識・経験がある取締役のうち、妥当性や適法性等の見地から、取締役（監査等委員を除く）及び執行役員の適性等（経験、実績、人物等）や、適正な報酬形態についての検討・判断ができる人選としております。

指名・報酬委員会は、当社が定める指名・報酬委員会規程に基づき運営されます。総務部が事務局となり、原則1年に2回以上開催され、取締役会からの諮問に応じ、指名・報酬等に関する次の事項について審議を行い、取締役会に答申いたします。

- (1) 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）の選任及び取締役（監査等委員である取締役を除く）の解任に関する事項（方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止を含む。）
- (2) 執行役員の選任及び解任に関する事項
- (3) 代表取締役及び役付取締役の選定及び解職に関する事項
- (4) 後継者計画に関して指名・報酬委員会が必要と認めた事項
- (5) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の個人別の報酬等に関する事項（方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止、個人別の報酬等の内容を含む。）
- (6) その他、上記事項に関し指名・報酬委員会が必要と認めた事項

指名・報酬委員会は2021年10月12日に設置後、2022年3月期において1回開催され、委員長の選定を行いました。当事業年度における指名・報酬委員会の構成及び各委員の出席状況は下記のとおりです。

役割	役職	氏名	当事業年度における出席状況
委員長	社外取締役（監査等委員）	平賀 敏秋	1回出席
—	社外取締役（監査等委員）	藤崎 直子	1回出席
—	代表取締役社長	後藤 弘治	1回出席

指名・報酬委員会設置前の報酬委員会については、2022年3月期において4回開催され、報酬等の総額及び個人別の報酬等の内容のほか、株式報酬型ストックオプション制度の内容等につき協議を行い、取締役会に答申しました。2022年3月期における報酬委員会の構成は下記のとおりであり、各委員は開催された報酬委員会すべてに出席しております。

役割	役職	氏名	当事業年度における出席状況
委員長	社外取締役（監査等委員）	平賀 敏秋	4回全てに出席
—	代表取締役社長	後藤 弘治	4回全てに出席
—	社外取締役（監査等委員）	藤崎 直子	4回全てに出席

## ②当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				支給人員 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	役員退職 慰労金	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	295	156	94	4	40	5
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	51 (24)	51 (24)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (3)
合計 （うち社外取締役）	346 (24)	207 (24)	94 (—)	4 (—)	40 (—)	10 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 役員退職慰労金は、当事業年度に退職した取締役に対し支払った、2018年6月22日開催の第57回定時株主総会において決議された役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の金額以外の功労加算金であります。
3. 業績連動報酬等については、短期的インセンティブとして、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めるため、期末における連結営業利益見込額に、指名・報酬委員会からの答申により取締役会が決議した係数を乗じて計算された総額につき、指名・報酬委員会において取締役（監査等委員を除く）及び執行役員の個人別貢献度等を勘案した支給案を策定したうえで、取締役会に諮られ決議しております。業績指標として期末における連結営業利益見込額を選定した理由は、当社グループにおける本業から創出した利益を適正に反映する指標と考えるためであります。なお、当事業年度における報酬確定時の連結営業利益見込額は2,115百万円であり、これに基づき、業績連動報酬等の総額は94百万円となりました。
4. 非金銭報酬等（株式報酬型ストックオプション）については、中長期的インセンティブとして、当社の業績向上はもとより、株主の皆様への利益を重視した業務展開を図ることを目的として付与しているものであり、公正な評価額を払込金額とした新株予約権を割当てております。
5. 取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第55回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額500百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、2021年6月22日開催の第60回定時株主総会において、監査等委員である取締役について年額60百万円以内と決議いただいております。なお、上記決議時において、取締役（監査等委員を除く）の員数は5名であり、監査等委員である取締役の員数は5名でありました。また別枠で、2018年6月22日開催の第57回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額を、取締役（監査等委員を除く）について年額100百万円以内と決議いただいております。なお、上記決議時において、取締役（監査等委員を除く）の員数は4名でありました。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平賀敏秋氏は、北村・平賀法律事務所パートナーであります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
- ・取締役笹本憲一氏は、公認会計士笹本憲一事務所代表、サンネクスタグループ株式会社の社外取締役（監査等委員）、株式会社東葛ホールディングスの社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先の間には特別な関係はありません。

#### ②主要取引先など特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

#### ③当事業年度における主な活動状況

	出席、発言状況及び社外取締役の期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 藤崎 直子	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査等委員会14回全てに出席いたしました。上場会社の元取締役としての幅広い見識と豊富な経験を有しているほか、1999年12月から2012年12月まで、上場会社の経理部門等を担当しておりましたため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の業務執行に関する意思決定等について、妥当性及び適法性の見地から、必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 平賀 敏秋	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査等委員会14回全てに出席いたしました。弁護士としての高度な専門的知識及び経験、また、他社の社外役員としての経験・知見等に基づき、当社の業務執行に関する意思決定等について、妥当性及び適法性の見地から、必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 笹本 憲一	当事業年度に開催された取締役会14回全て、監査等委員会14回全てに出席いたしました。公認会計士としての高度な専門的知識及び経験、また、他社の社外役員としての経験・知見等に基づき、当社の業務執行に関する意思決定等について、妥当性及び適法性の見地から、必要な発言を適宜行っております。

(注) 藤崎直子氏及び平賀敏秋氏は、当社の指名・報酬委員会及び同委員会設置前の報酬委員会の委員であり、これらの委員会での活動状況は、27頁の①「b. 指名・報酬委員会の構成及び運営状況」に記載のとおりです。

## 4 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人A & Aパートナーズ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、上場企業の監査報酬等の水準を勘案し、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、日進工具香港有限公司については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当であると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループが取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制整備の基本方針は、以下のとおりであります。

#### ①当社及び子会社の取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・日進工具グループにおける企業倫理の確立、法令、定款及び社内規程遵守の確保並びに日進工具グループの経営の強化に資することを目的として制定した、「企業行動憲章」を周知徹底し、取締役及び従業員はこれを遵守するものとする。
- ・コンプライアンス担当役員を設置し、「コンプライアンス規程」を取締役及び従業員に周知徹底させるとともに、違反が発生した場合にはその検討・審議を行い、速やかに代表取締役社長に報告する。
- ・当社及び子会社の取締役及び従業員は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の遵守に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに常勤監査等委員に通報する。常勤監査等委員はコンプライアンス担当役員に事実関係の調査を依頼し、コンプライアンス担当役員は調査結果を代表取締役社長及び常勤監査等委員に報告する。（通報への対応は速やかに行うものとする）
- ・コンプライアンス違反の未然防止と早期解決を図ることを目的として、内部監査室長及び第三者機関を窓口（連絡先）とした日進工具グループの内部通報制度「NSホットライン」を設置・運用する。

#### ②取締役及び従業員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役及び従業員の職務の執行に係る各種の文書、帳票類等の保存及び管理については、「事業活動に関する文書の管理規程」を制定し、適切に作成、保存、管理する。
- ・株主総会議事録、取締役会議事録の作成及び保存については、法令に従い適正に作成し、適切に保存、管理する。
- ・「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立する。
- ・企業秘密については、「営業秘密に関する管理規程」に基づき適切に管理する。



### ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社グループの最重要課題である製品・サービスの品質と安全性の確保及び安定的供給を実現するとともに、持続的な成長と企業価値の向上を継続することを目的に、「リスク管理基本方針」を制定する。
- ・リスク管理の基本的事項は、「リスク管理規程」を制定し、適切に管理する。
- ・事業運営（事業戦略、環境、品質、情報セキュリティ、輸出入管理、公正取引、与信管理、人権、会計処理等）に係るリスクについては、リスクが具現した場合の対応を含め、項目ごとに管理部門及び担当役員を定め、規程・細則・ガイドラインを作成し、教育・啓蒙活動及び定期的な監査を通じて、効果的なリスク管理を実施する。
- ・経営判断（新規事業進出、子会社設立、M&A等の経営戦略に関する意思決定等）に係るリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において十分な分析及び対策を検討する。
- ・リスク管理の観点から特に重要な案件については、取締役会に付議する。

### ④当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に従い、重要事項について審議・決定を行う。
- ・取締役会は、当社グループの年間予算を決定し、達成すべき目標を明確にする。また定期的にその執行状況を監督するとともに、必要な対策や見直しを行う。
- ・当社及び子会社の取締役は、取締役会で定めた年間予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、取締役会での予算実績報告により確認する。
- ・当社及び子会社の取締役は、取締役会で定められた業務分担事項につき、機動的かつ効率的な職務執行を行う。
- ・当社及び子会社の取締役及び従業員の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。
- ・当社及び子会社の取締役は、職務執行の効率化を図るため、各種の業務用システムの構築、運用及び改善を行う。

### ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社に対して、主管部門による日常的な管理を行うとともに、当社役職員を役員等として派遣し、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
- ・子会社の事業運営に関する事項については、「関係会社管理規程」に基づき、主管部門に報告、協議させるとともに、その重要度に応じて、取締役会への付議を行う。

- ・ 監査等委員会及び内部監査室は、往査を含め、当社及び子会社の監査を行うとともに、業務の適正性確保のため、必要に応じて相互に意見交換等を行い、連携を図る。

#### ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会の業務を補助する専任部門・従業員は設置・配置はしないが、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）及び監査等委員会の求めにより、監査等委員会の業務を補助する従業員を任命することができる。

#### ⑦ 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・ 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査等委員及び監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況及び会社に重大な影響を及ぼす事項について、その内容を報告する。
- ・ 内部監査室長は、内部監査の結果を定期的に監査等委員会に報告するとともに、内部通報制度「NS ホットライン」の運用状況につき、常勤監査等委員に随時報告する。
- ・ 常勤監査等委員は、監査等委員会に対して、内部通報制度「NS ホットライン」の運用状況につき随時報告し、取締役及び従業員に「企業行動憲章」に違反する事実があると認めた場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
- ・ 重要な決裁書類は、監査等委員の閲覧に供する。
- ・ 当社グループは、監査等委員への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けることを禁止する。

#### ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員及び監査等委員会は、代表取締役と定期的な会合を持ち、相互の意思疎通を図る。
- ・ 監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人と定期的な会合を持ち、緊密な関係を保つとともに情報収集及び意見交換を行う。
- ・ 監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ・ 監査等委員は、随時会計システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ・ 監査等委員は、原則毎月1回監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、内部監査室と定期的な意見交換を行う。
- ・ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については、内容を確認のうえ速やかに処理するものとする。

### ⑨反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社グループは、反社会的勢力排除に向け、全役職員の行動基準を明示した「企業行動憲章」において「反社会的勢力に対して毅然とした態度をとり、経済的利益を供与しない」旨を掲げ、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを基本方針とする。
- ・当社は、「反社会的勢力に対する対応態勢基本規程」を定め、全役職員及び関連会社への周知徹底を行うとともに、不当要求防止責任者を設置し体制の整備を図る。

### ⑩財務報告の適正性を確保するための体制

- ・当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、各種業務に関わる規程・マニュアルを整備し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。
- ・体制整備に際しては、内部統制委員会を中心とした全社横断的な各部門の協力体制により行うものとする。
- ・取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して責任を有する。
- ・監査等委員会は、取締役会が財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用しているか監視し検証する。
- ・財務報告は、マニュアルに基づき作成され経理課長及び管理部長が確認を実施後、監査等委員会が記載内容に関し重要な指摘事項のないことを確認し、取締役会に付議され承認される。
- ・当社は、財務報告の有効性を確保するためにITを活用するとともに、業務プロセスに組み込まれたITが、あらかじめ定められた方針や手続きに従って適切に機能しているかどうかを監視、評価する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは業務の適正を確保するための体制整備の基本方針に基づき、以下のとおり運用しております。

### ①コンプライアンスに関する取組み

コンプライアンス担当役員を設置し、コンプライアンス規程の周知徹底を図っているほか、コンプライアンスに関する基本的事項の確認や事例研究等の研修を毎年実施しております。

また、当社グループでは内部監査室長及び第三者機関を窓口とした内部通報制度「NSホットライン」を設置・運用しているとともに、コンプライアンス相談窓口規程に通報者が不利益を受けない旨を規定し、実効性の確保に努めております。

## ②リスク管理体制の状況

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼすことを未然に防止するとともに、発生した場合の被害を最小限にとどめる事を目的として、リスク管理規程及び危機管理マニュアルを定め、重要リスクの特定及び危機管理に必要な体制を整備しております。また、災害を想定した訓練も定期的を実施しております。

## ③業務執行の適正性や効率性の向上

経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、取締役会の活性化により意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行者の権限と責任を明確化することにより、業務執行の効率化を進めることを目的として執行役員制度を導入しております。また、取締役会の議案について内容の検討期間を確保することを目的として、可能な限り事前提供を実施する等、業務執行の適正性や効率性の向上に努めております。

## ④当社グループにおける業務の適正の確保

グループ各社への取締役及び監査役の派遣や監査等委員による監査の実施、内部監査部門による内部監査の実施等により、グループ各社の業務の適正の確保に努めております。

## ⑤監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員のうち、社内取締役1名が常勤となり、決裁された稟議書、帳票及び契約書等を閲覧のうえ各部門長へのヒアリングを実施するとともに、内部監査部門と会計監査人との連携を強化することにより、監査の実効性確保に努めております。

## ⑥財務報告に係る内部統制

常務取締役を委員長とする内部統制委員会（当事業年度は3回開催）が、各統制プロセスの整備状況及び運用状況の評価を実施するとともに、適時に監査法人との調整を行い、改善すべき点については改善を図っております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第61期 2022年3月31日現在
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,807,542</b>
現金及び預金	8,543,254
受取手形及び売掛金	1,322,918
商品及び製品	1,191,205
仕掛品	304,224
原材料及び貯蔵品	345,547
その他	100,391
<b>固定資産</b>	<b>6,066,644</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>5,435,114</b>
建物及び構築物	2,674,457
機械装置及び運搬具	1,716,992
土地	800,483
建設仮勘定	66,367
その他	176,813
<b>無形固定資産</b>	<b>32,663</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>598,865</b>
投資有価証券	50,765
繰延税金資産	412,829
その他	135,271
<b>資産合計</b>	<b>17,874,187</b>

科目	第61期 2022年3月31日現在
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>1,483,270</b>
買掛金	249,230
未払法人税等	445,948
賞与引当金	241,481
役員賞与引当金	102,034
その他	444,576
<b>固定負債</b>	<b>224,952</b>
長期未払金	224,952
<b>負債合計</b>	<b>1,708,222</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>15,944,625</b>
資本金	455,330
資本剰余金	418,223
利益剰余金	15,271,863
自己株式	△200,791
その他の包括利益累計額	5,704
その他有価証券評価差額金	3,532
為替換算調整勘定	2,171
<b>新株予約権</b>	<b>215,634</b>
<b>純資産合計</b>	<b>16,165,964</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>17,874,187</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第61期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	9,524,936
売上原価	4,633,029
売上総利益	4,891,907
販売費及び一般管理費	2,780,352
営業利益	2,111,555
営業外収益	61,929
受取利息	54
受取配当金	743
助成金収入	19,120
保険解約返戻金	13,430
その他	28,581
営業外費用	17,044
為替差損	14,591
その他	2,453
経常利益	2,156,439
特別利益	3,689
固定資産売却益	3,689
特別損失	12,404
固定資産売却損	2,083
固定資産除却損	10,321
税金等調整前当期純利益	2,147,725
法人税、住民税及び事業税	691,850
法人税等調整額	△66,678
当期純利益	1,522,553
非支配株主に帰属する当期純利益	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,522,553

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	444,372	407,272	14,312,278	△925	15,162,998
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△562,967		△562,967
親会社株主に帰属する当期純利益			1,522,553		1,522,553
新株予約権の行使	10,957	10,950			21,908
自己株式の取得				△199,866	△199,866
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	10,957	10,950	959,585	△199,866	781,627
当連結会計年度末残高	455,330	418,223	15,271,863	△200,791	15,944,625

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	2,756	△23,692	△20,936	184,258	15,326,320
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△562,967
親会社株主に帰属する当期純利益					1,522,553
新株予約権の行使					21,908
自己株式の取得					△199,866
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	776	25,863	26,640	31,375	58,016
当連結会計年度変動額合計	776	25,863	26,640	31,375	839,643
当連結会計年度末残高	3,532	2,171	5,704	215,634	16,165,964

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第61期 2022年3月31日現在	科目	第61期 2022年3月31日現在
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,572,379</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,165,549</b>
現金及び預金	6,886,704	買掛金	285,336
売掛金	884,854	未払金	120,299
商品及び製品	1,084,234	未払費用	160,301
仕掛品	257,631	未払法人税等	309,679
原材料及び貯蔵品	291,602	預り金	6,597
前払費用	75,997	賞与引当金	180,288
関係会社短期貸付金	50,000	役員賞与引当金	94,034
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	25,270	その他	9,014
その他	16,084		
<b>固定資産</b>	<b>5,731,764</b>	<b>固定負債</b>	<b>213,163</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,727,309</b>	長期未払金	213,163
建物	2,396,439		
構築物	61,848		
機械及び装置	1,365,398		
車両運搬具	19,517		
工具、器具及び備品	113,399		
土地	706,238		
建設仮勘定	64,467		
<b>無形固定資産</b>	<b>28,928</b>	<b>負債合計</b>	<b>1,378,712</b>
ソフトウェア	25,548		
ソフトウェア仮勘定	1,633	<b>純資産の部</b>	
その他	1,745	<b>株主資本</b>	<b>13,706,263</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>975,526</b>	<b>資本金</b>	<b>455,330</b>
投資有価証券	50,765	<b>資本剰余金</b>	<b>418,223</b>
関係会社株式	322,714	資本準備金	418,223
出資金	2,115	<b>利益剰余金</b>	<b>13,033,502</b>
関係会社長期貸付金	126,350	利益準備金	22,414
繰延税金資産	337,223	その他利益剰余金	13,011,087
差入保証金	3,841	別途積立金	9,600,000
敷金	114,870	繰越利益剰余金	3,411,087
保険積立金	3,621	<b>自己株式</b>	<b>△200,791</b>
長期前払費用	2,285	<b>評価・換算差額等</b>	<b>3,532</b>
その他	11,738	その他有価証券評価差額金	3,532
<b>資産合計</b>	<b>15,304,144</b>	<b>新株予約権</b>	<b>215,634</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>13,925,431</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>15,304,144</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(単位：千円)

科目	第61期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	8,201,178
売上原価	4,245,659
売上総利益	3,955,519
販売費及び一般管理費	2,314,611
営業利益	1,640,907
営業外収益	127,862
受取利息	1,845
受取配当金	68,202
助成金収入	19,020
作業くず売却益	11,106
保険解約返戻金	13,430
その他	14,259
営業外費用	1,785
支払手数料	1,022
その他	763
経常利益	1,766,984
特別利益	3,598
固定資産売却益	3,598
特別損失	9,671
固定資産除却損	9,671
税引前当期純利益	1,760,912
法人税、住民税及び事業税	524,602
法人税等調整額	△41,755
当期純利益	1,278,064

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 第61期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	444,372	407,272	407,272	22,414	9,100,000	3,195,990	12,318,405
当期変動額							
別途積立金の積立					500,000	△500,000	—
剰余金の配当						△562,967	△562,967
当期純利益						1,278,064	1,278,064
新株予約権の行使	10,957	10,950	10,950				
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	10,957	10,950	10,950	—	500,000	215,097	715,097
当期末残高	455,330	418,223	418,223	22,414	9,600,000	3,411,087	13,033,502

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△925	13,169,124	2,756	2,756	184,258	13,356,139
当期変動額						
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△562,967				△562,967
当期純利益		1,278,064				1,278,064
新株予約権の行使		21,908				21,908
自己株式の取得	△199,866	△199,866				△199,866
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			776	776	31,375	32,152
当期変動額合計	△199,866	537,139	776	776	31,375	569,291
当期末残高	△200,791	13,706,263	3,532	3,532	215,634	13,925,431

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日進工具株式会社

取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ

東京都中央区

指 定 社 員 公認会計士 木間久幸

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 宮之原大輔

業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日進工具株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日進工具株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日進工具株式会社  
取締役会 御中

監査法人A & Aパートナーズ  
東京都中央区

指 定 社 員	公認会計士	木 間 久 幸
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	宮 之 原 大 輔
業 務 執 行 社 員		

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日進工具株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

日進工具株式会社 監査等委員会  
 常勤監査等委員 田島 寛 ㊟  
 監査等委員 福田和夫 ㊟  
 監査等委員 藤崎直子 ㊟  
 監査等委員 平賀敏秋 ㊟  
 監査等委員 笹本憲一 ㊟

(注) 監査等委員藤崎直子、平賀敏秋及び笹本憲一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

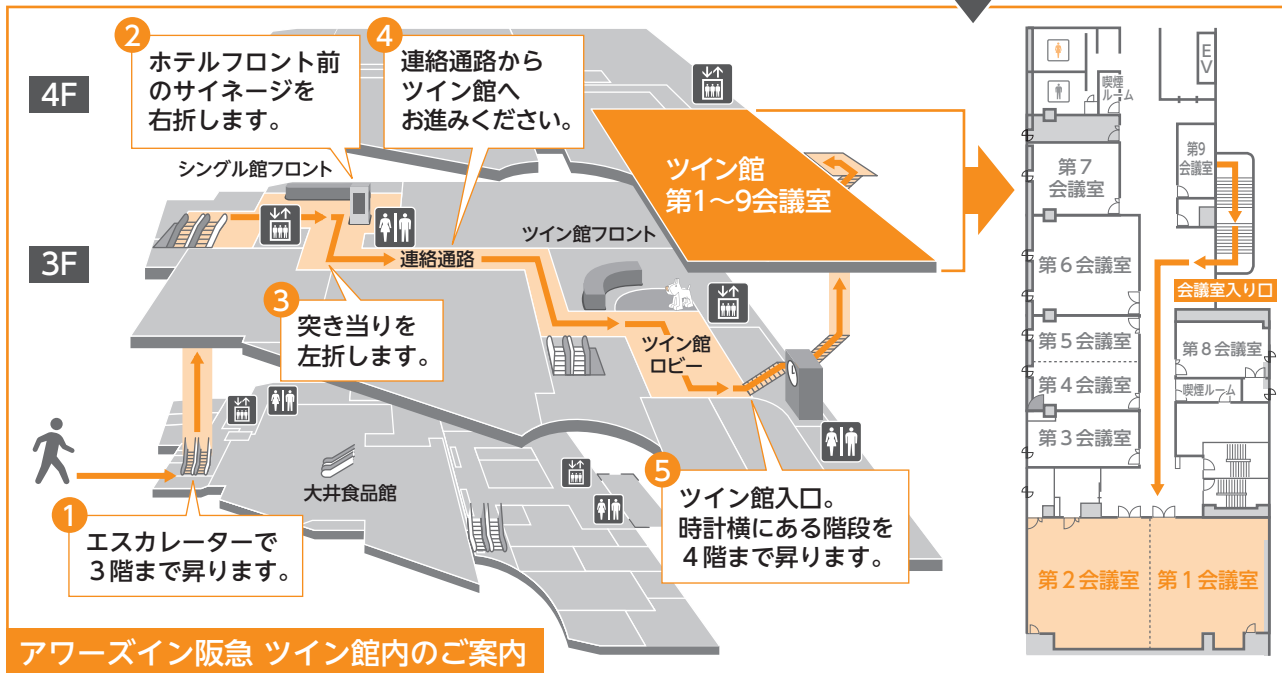
# 株主総会会場ご案内図

## 会場

アワーズイン阪急 ツイン館4階 第1・第2会議室  
 東京都品川区大井1-50-5  
 TEL 03(3775)6121

## 交通

- JR京浜東北線『大井町駅』中央口より徒歩1分
- りんかい線『大井町駅』A2出口より徒歩1分
- 東急大井町線『大井町駅』から徒歩3分



## アワーズイン阪急 ツイン館内のご案内

お知らせ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。